

旧優生保護法による優生手術（子どもができなくなる手術）
を受けた方へのアンケート調査について

過去に優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた皆様へ

- このアンケート調査は、二度と病気や障害を理由に子どもができなくなる手術を受けることを強いられることがないよう、当時の実態を調査するためのものです。
- この調査は、法律の規定により、国会の機関(衆議院厚生労働調査室)が実施します。
- このアンケート調査に回答するかどうかはあなたの自由です。また、答えたくない問には答えず、次の問に進んでもかまいません。
- 調査は名前を書かずに行いますので、あなたの回答が誰かに知られることはありません。
- みなさんの回答一つひとつが大切な意見です。ぜひご協力をお願いします。

【回答の手順】

①アンケート用紙に答えを
書き込み、定形封筒に入れる。

②右の宛名ラベルを切り取り、
封筒にしっかりとのり付けする
(クリップ、ホチキスは不可)。

③ポストに入れる。
(FAX・メールによる回答も可)

回答のしめ切り：
2022年11月30日（水）

**(注) 出力サイズの変更(拡大、縮小)は
しないでください。**

〒100-8786
定形郵便物 434

料金受取人払郵便

銀座局
承認
5289

差出有効期間
2023年3月
31日まで

切手を貼らずに
お出してください

東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館B3階
衆議院調査局 厚生労働調査室 行

※キトリ線

優生手術を受けた方並びにそのご家族・親族及び介助者・支援者の皆様

旧優生保護法一時金支給法において、国（国会）は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査を実施することとされています。この調査は、特定の疾病や障害を有すること等を理由として生殖を不能にする手術等を受けることを強いられるような事態を二度と繰り返さないよう、旧優生保護法施行当時（昭和23年～平成8年）の優生手術の実施状況等を明らかにすることを目的としています。

このたび、上記調査の一環として、**優生手術を受けた当事者の方々から、優生手術を受けることになった経緯等をお聞かせいただき、当時の状況などを明らかにするためのアンケート調査を実施いたします。**

このアンケートは無記名であり、個人の回答が特定されたり、外部に知られたりすることはありません。また、ご回答いただいた内容は、このアンケート調査を実施する衆議院調査局において厳重に保管し、上記調査の報告書作成以外の目的には使用しません。

このアンケートの集計結果を含めた報告書は、個人の回答が特定できないように編集し、公表することが予定されています。

ぜひ調査へのご理解とご協力をお願いいたします。

【調査の概要】

◆調査対象（このアンケートにご回答いただきたい方）： 優生手術（子どもができなくなる手術）を受けた方ご本人のほか、ご家族、ご親族、介助者、支援者等からのご回答も受け付けております。

◆回答期限： 令和4年11月30日（水）

◆回答方法：【郵送】前ページの宛名ラベルを切り取り、定形封筒にしっかりとりのり付けの上（クリップ、ホチキスは不可）、送付してください。（切手は不要です。）

【FAX】質問票に回答をご記入の上、以下の番号まで送付してください。

【メール】メール本文に回答をご記入の上、以下のメールアドレスまで送付してください。添付ファイルでは受け付けることができませんのでご注意ください。

ご回答提出先・お問い合わせ先

衆議院調査局厚生労働調査室

電話番号：03-3581-5510（受付時間：平日10時～17時）

FAX：03-3581-7577

e-mail：yuuseichousa@shugiin.jk.go.jp